

報道関係各位

— 地域と共創しながら地域活性化に寄与 —

# 株式会社ソラヤマいしづちと石鎚山系広域観光における テーマ別観光促進のための包括連携協定を締結

クラブツーリズム株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:酒井博、以下クラブツーリズム)は、株式会社ソラヤマいしづち(愛媛県西条市、代表取締役社長 玉井敏久(西条市長)、以下ソラヤマいしづち社)と2021年3月29日に「石鎚山系広域観光におけるテーマ別観光促進のための包括連携協定」を締結しました。

この協定は、ソラヤマいしづち社が推進する石鎚山系の広域エリア(愛媛県西条市・久万高原町・高知県大川村・いの町)の観光振興及び地域活性化、更には新たな観光体験の創出を多角的にアプローチし、観光における交流人口の拡大を目的としたものです。

協定締結の背景には、クラブツーリズムが20年以上手掛けている「テーマ旅行」(\*)で得た知見を、石鎚山系広域観光促進に活かしていくことが挙げられます。

当社は、自然観光においては「登山・ハイキング」などアウトドアのテーマ旅行に強く、旅行ブランド「あるく」を中心としたトレッキングツアーの取り扱い規模は国内最大級です。今回の協定で、西日本最高峰の石鎚山山麓周辺の豊かな自然資源を軸に、新たな自然体験コンテンツの企画から、国内自然観光地としての認知度向上、更にはインバウンド観光においても選ばれるよう、ソラヤマいしづち社とともに、いしづちエリアの広域観光促進に取り組んでまいります。

\*テーマ旅行……単なる物見遊山の行き先志向型の旅行ではなく、旅先で何をするかに重きをおいた目的志向型の旅行

## 1. 連携・協力内容

- (1) 石鎚山系エリアの広域観光開発及び誘客
- (2) 地域の自然資源を活かした「ネイチャーテーマパーク構想」の実現(別紙:添付資料をご参照)
- (3) 同エリアへの送客促進
- (4) その他、各当事者の協議により必要と認められた事項

## 2. 添付書類(別紙)

- (1) 石鎚山系広域観光におけるテーマ別観光促進のための包括連携協定書
- (2) 地域の自然資源を活かした「ネイチャーテーマパーク構想」



豊かな自然資源を活かし、広域観光促進に取り組む(イメージ)



3月29日に行われた締結式  
左:ソラヤマいしづち社長 玉井敏久氏  
右:クラブツーリズム社長 酒井博

## ◆報道関係のお問合せ先

クラブツーリズム株式会社 広報担当:横島 麻実、青木 之

TEL:03-5323-6875(月~金9:15~17:30・土日祝除く)

FAX:03-3342-4445

E-Mail:ctpr@club-tourism.co.jp

所在地:〒160-8308 東京都新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランドウイング

コーポレートサイト:<http://www.club-tourism.co.jp>

## 株式会社ソラヤマいしづちとクラブツーリズム株式会社に関する 石鎚山系広域観光におけるテーマ別観光促進のための包括連携協定書

株式会社ソラヤマいしづち（以下「甲」という）及び株式会社クラブツーリズム（以下「乙」という）は、石鎚山系における広域観光（愛媛県西条市・久万高原町・高知県のいの町・大川村）における各種テーマ別観光の推進に関する連携協力について、以下の通り協定を締結する。

### （基本理念及び目的）

第1条 本協定は、各当事者が、共通する理念のもと、相互に緊密な連携を図り、協力して互いの資源を有効に活用した協働の取組みを推進することにより、石鎚山系の広域観光振興及び地域活性化、更には新たな観光体験の創出を多角的にアプローチし、観光における交流人口の拡大を図ることを目的とする。

### （連携等を行う事項）

第2条 本協定に基づき、各当事者が行う連携の内容は、次の通りとする。

- (1) 石鎚山系エリアの広域観光開発及び誘客
- (2) 地域の自然資源を活かした「ネイチャーテーマパーク構想」の実現（別添参照）
- (3) 同エリアへの送客促進
- (4) その他、各当事者の協議により必要と認めた事項
- (5) 甲、乙のいずれかが支援を希望する事業者等につき反社会的勢力であることが判明したときは、当該事業者等に関し適用のある暴力団排除条例に基づき、当該事業者等は支援対象としないこととするなど、本協定に基づく活動及び取組みが反社会的活動及び反社会的勢力の助長、促進または支援等につながることをないようにするものとする。

### （秘密保持）

第3条 各当事者は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、本協定の有効期間中はもとより期間終了後又は解除による協定終了後においても、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本協定の目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 受領する以前に既に保有していたもの
- (2) 受領する以前に公知であったか、又は受領した後に自らの責によらず公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに受領したもの
- (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある第三者から開示を要求されたもの

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。但し、各当事者のいずれからも特段の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項にかかわらず、各当事者は、1ヶ月前までに相手方に対して書面による通知を行うことにより、この協定を解消することができるものとする。

### （権利）

第5条 甲と乙は、本協定等に基づく地位および権利を第三者に譲渡してはならない。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、各当事者が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各当事者ともに署名の上、各々1通を保有するものとする。

# アウトドア・アクティビティの“ネイチャーテーマパーク構想”

## 課題

全国有数の観光地に近接していることから、各目的地への「通過点」に留まっている。  
魅力的な地域資源はあるものの、コンテンツ化が不十分であり観光誘客には繋がっていない。

メインターゲットをアウトドア趣向層に置いた、新たなコンテンツ造成とプロモーションを実施し、認知拡大と旅の「目的地化」を図る。

エリア内で実施されているアウトドアコンテンツの“磨き”と各コンテンツごとをつなげることで長期滞在型（ロングステイ）プログラムを構築する。



西日本最高峰の石鎚山系と瀬戸内海という豊かな地域資源を活かし、  
アウトドア・アクティビティに対する観光欲求を全て満たす、  
“ネイチャーテーマパーク”構築を目指す。

Mountain Activity



Forest Activity



River Activity



SEA Activity



Night Time Economy

